

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

No.	事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
1	多世代交流施設整備事業用地草刈り等業務	多世代交流施設整備事業用地（名護市大中地内）	多世代交流施設整備事業用地における草刈り等業務	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。</p> <p>本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p> <p>臨時的就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。</p> <p>名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。</p>	<p>1. 見積書提出</p> <p>提出期限：令和6年5月2日(木)13時まで 提出先：名護市子ども家庭部子育て支援課子ども政策担当</p>	<p>問合せ先：子ども家庭部子育て支援課子ども政策担当（金城） 電話：0980-53-1212（内線384）</p>

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

No.	契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
1	名護市大中2丁目12-1 公益社団法人名護市シルバー人材センター 理事長 平良 栄辰	令和6年5月7日	680,020円（年額）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定基準を満たしているものが当該団体のみであるため。 ・ 地方自治法第167条の2第1項第3号に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・ 高齢者の雇用機会の確保を図るため。